

保育の必要性の認定について

(1) 保育の必要性の事由

保育所または認定こども園での保育の利用を希望される場合には、子どもの保護者のいずれもが、保育の必要性の事由のいずれかに該当することが必要です。

< 保育の必要性の認定事由 >

No	事由	基準
	就労	1月あたり64時間以上労働することが常態であること。
	妊娠・出産	妊娠中であるかまたは出産後間がないこと。 (出産予定日の3か月前～産後8週まで)
	保護者の疾病・障がい	次のいずれかに該当し、子どもの保育が困難であること。 ・疾病にかかっていること。 ・負傷していること。 ・精神若しくは身体に障がいを有していること。
	親族の介護・看護	親族(長期入院等をしている親族を含む)を常時介護又は看護していること。
	災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
	求職活動	求職活動(起業準備を含む)を継続的に行っていること。
	就学	・学校、専修学校、各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学していること。 ・ハローワーク等が実施する職業訓練を受けていること。 自動車学校・通信教育・自宅学習等は除く
	育児休業を取得して育児中	育児休業を取得しており、その子どもの育児のために兄姉が保育施設を利用すること。 (育児休業が終了する日の属する月の月末まで)
	育児休業を取得しないで育児中	子どもの育児のために兄姉が保育施設を利用すること。 (その子どもの1歳に達する日の属する月の月末まで)

(2) 教育・保育給付認定の有効期間

教育・保育給付認定の有効期間については、認定区分によって次のとおりとなります。

<原則>

認定区分	有効期間
1号認定	小学校就学の始期に達するまで
2号認定	
3号認定	満3歳に達する日の前日まで

<原則とは異なる期間>

No	事由	期間
	妊娠・出産	効力発生日（出産予定日の3カ月前にあたる日が属する月の初日）から出産後8週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで
	求職活動	効力発生日から起算して90日を経過する日が属する月の末日まで
	就学	効力発生日から保護者の卒業予定日又は終了予定日が属する月の末日まで
	育休による育児	育児休業が終了する日の属する月の月末まで
	育休によらない育児	育児に係る子が満1歳に達する日の属する月の末日まで

<注意事項>

- ・効力発生日とは、教育・保育給付認定の効力が生じた日をいいます。
- ・就労について、勤務終了日が決まっている場合は、その日までが有効期間となります。
- ・求職活動について、有効期間の延長はできないため、当初の有効期間内に勤務先が決まらない場合は、期間終了と同時に保育の必要性の事由を失い、施設利用ができなくなります。

(3) 保育の必要量

保育の必要性の認定事由に応じて、保育必要量を「保育標準時間」と「保育短時間」とに区分します。区分により、保育の利用時間及び利用者負担（保育料）が異なります。

保育必要量	保育の利用時間		対象事由 (数字は(1)の表中の事由No)
	1日上限	対象時間	
保育標準時間	11時間まで	開園時間～ 11時間後まで	月120時間以上の就労 妊娠・出産 (出産予定日の3か月前～産後8週まで) 災害復旧
保育短時間	8時間まで	午前8時～ 午後4時まで	月64時間以上120時間未満の就労 求職活動 育児休業(産後8週～育休終了まで) 育児(産後8週～満1歳到達まで)

(1)の表における事由 疾病・障がい、事由 親族の介護・看護、事由 就学については、家庭の状況に応じて「保育標準時間」または「保育短時間」のいずれかに区分します。

保育標準時間の基準に該当する方でも、保育短時間を希望できます。

就労時間が月64時間以上120時間未満であっても、午後4時頃に終業する等の理由により、午後4時に園へ迎えに行けない日が週3日以上ある場合は、保育標準時間を希望できます。

1日あたりの保育利用時間を超えて利用した場合には、別途、延長保育の負担金が発生します。